

赤い羽根共同募金にご協力ください。

税金

年金からの住民税(市民税・都民税)の引き落とし(特別徴収)制度の改正点

平成25年度の税制改正により、28年10月以降に実施する年金からの住民税の特別徴収制度が変更になります。

なお、本改正は算定方法等の見直しを行うものであり、新たに税負担の増減が生じるものではありません。

年金特徴平準化モデル

| 年金より天引きされる時期 | 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 平成28年度以前 | 前年度2月分と同額 | 前年度2月分と同額 | 前年度2月分と同額 | (年税額-仮徴収税額)÷3 | (年税額-仮徴収税額)÷3 | (年税額-仮徴収税額)÷3 |
| 平成29年度以降 | (前年度年税額の半分)÷3 | (前年度年税額の半分)÷3 | (前年度年税額の半分)÷3 | (年税額-仮徴収税額)÷3 | (年税額-仮徴収税額)÷3 | (年税額-仮徴収税額)÷3 |

※年税額は年金からの特別徴収に対するものであり、普通徴収税額および給与からの特別徴収税額は含みません。

分の1に相当する額とする」とこととされました。

現行制度では、翌年度の仮徴収額は前年度2月の本徴収額と同額とされていることから、本徴収額と仮徴収額に差が生じた場合、翌年度以降も不均衡を平準化することができず本徴収額と仮徴収額の違いが続いていました。年金所得者の納税の便宜や市町村における事務の効率化の観点から制度の見直しがされました。

仮特別徴収税額の算定方法の見直し(仮特別徴収税額の平準化)

年間の徴収税額の平準化を図るため、29年2月分以降に実施する仮特別徴収税額(仮徴収税額)を「前年度の公的年金等に係る所得割額と均等割額の合算額(年税額)の2

10月1日(土)・28日(金) 場市内各所 問東村山地区協力会(☎394・6333)

村山市有料自転車等駐輪場指定管理者等の協力を得て、街頭PRや放置禁止の啓発活動を行います。

取り組み

- 市内各所での街頭PR活動、駅周辺の駐輪場のご案内
- 秋津駅・新秋津駅付近や地下駐輪場への児童が描いた絵画をモチーフとした「放置自転車防止」の啓発看板やポスターの設置
- ★市ホームページから「動画」東村山市公式キャラクター「ひがしむら」も放置自転車について「この機会に改めて放置自転車について考えましょう」

転出・税額変更があった場合の特別徴収継続

現行制度では、賦課期日(1月1日)後に転出をした場合や特別徴収する税額が変更された場合、公的年金からの特別徴収は停止され、普通徴収に切り替わることとされています。本改正では、28年10月1日以降「転出や税額変更があった場合においても一定の要件のもと、特別徴収を継続することとされました。

市町村が年金保険者(日本年金機構や共済組合等)に対して、公的年金から特別徴収する税額を通知(例年7月初旬)したあとに特別徴収税額を変更する場合、12月分と2月分の本徴収に限り、変更後の特別徴収税額によって年金特徴を継続することとなります。

課税課

くらし

10月22日(土)・31日(月) 第33回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

放置された自転車や原動機付自転車は、まちの景観を損なうだけでなく、歩行者や緊急車両の通行を妨げる大きな社会問題となっています。市では期間中、東村山警察署、東村山交通安全協会、東

12年金・社保・労務相談年金、労働保険、社会保険、労務問題に関すること

撤去自転車等を引き取る際には、撤去・保管手数料を支払っていただきますので、ご承知ください。

問 地域安全課

秋の市民総合相談

各種相談コーナーを設け、専門の相談員などによる「市民総合相談」を開催します。気軽にご相談ください。

10月28日(金)午後1時～4時
場 市民センター

※法律相談は市民相談・交流課市民相談室(本庁舎1階)で開催します。

- 1 行政相談国の仕事などについて「説明に納得がいかない」「処理が間違っている」などの苦情や要望など
- 2 人権の上相談人権侵害、近所づきあいなどの悩みごとなど
- 3 表示登記相談土地や建物の所在、地番、地目など表示に関すること
- 4 労働相談労働条件や労使間のトラブルおよび職場における男女差別やセクシャルハラメントなどの労働に関すること
- 5 建築相談耐震・リフォームなどに関すること
- 6 法律相談相続・離婚・賃貸マンションやアパートの立ち退きなど
- 7 交通事故相談交通事故の被害者又は加害者の損害賠償問題、示談のしかた、保険の手続きなど
- 8 不動産取引相談不動産売買、賃貸借など不動産取引に関すること
- 9 税務相談相続税、贈与税や不動産売買の税金など
- 10 登記相談不動産売買・相続・贈与による移転、抵当権・貸借権の設定・抹消など
- 11 行政書士相談遺言、相続贈与等の書類作成に関すること

子育て支援課から

問子育て支援課 (いきいきプラザ3階)

10月のBCG予防接種

| 対象 | 日時 | 持ち物 |
|---|-----------------------------|-------------|
| 生後1歳に至るまでのお子さん(標準的な接種期間は、生後5か月～8か月に達するまで) | 3日(月)・24日(月) 午前9時30分～11時 | 母子手帳 予診票 |

場いきいきプラザ2階
※予診票は生後2か月を迎える月の月上旬に、3～4か月児健康診査のお知らせに同封して通知しています。お持ちでない場合は、お問い合わせください。

10月の乳幼児子育て相談と計測

| 内容 | 対象 | 日時 | 持ち物 |
|------------------------|----------|-------------------------------|------|
| 子育て相談(心理相談員・管理栄養士・保健師) | 0歳～就学前まで | 11日(火) 午前10時～11時30分 | 母子手帳 |
| 身長・体重測定 | | 11日(火)・25日(火) 午前10時～11時30分 | |

場いきいきプラザ2階
申子育て相談のみ前日までに電話又は直接子育て支援課へ

10月の母乳相談

| 内容 | 対象 | 日時 | 持ち物 |
|--------------------------------|-------------|---|---------------|
| 母乳に関する悩みや不安・困りごとなどの相談(助産師・保健師) | 母乳育児をしている親子 | 20日(木) 午前10時、午前10時30分、午前11時、午前11時30分(各30分程度) | 母子手帳 バスタオル |

場ゆりかご相談室(いきいきプラザ3階)
申前日までに電話で妊産婦相談電話(☎393-5445)又は直接子育て支援課へ

10月の乳幼児学級(歯科編)

| 学級名 | 対象 | 日時(15分前から受付開始) | 持ち物 |
|------|------------------------|---------------------------|--------------|
| 幼児学級 | 1歳2か月～1歳9か月未満のお子さんと保護者 | 20日(木) 午前10時30分～11時45分 | 母子手帳 歯ブラシ |
| 乳児学級 | 9か月～1歳2か月未満のお子さんと保護者 | 20日(木) 午後1時30分～2時45分 | |

場いきいきプラザ2階
内むし歯予防の話と歯みがき実習、手遊び、乳幼児の成長と発達の話
講歯科衛生士、保育士、保健師
申不要、直接会場へ